令和6年5月10日 危機対策課原子力安全対策室 室長 北嶋 勝彦 県庁内線 4310 外線直通 076-225-1465

「志賀原子力発電所における石川県・志賀町への連絡基準に係る覚書」に基づく連絡について

本日、北陸電力㈱から「連絡基準に係る覚書」に基づき、「連絡区分Ⅲ」に該当する事象として、下記2件の連絡があった。いずれの事象も外部への放射能の影響はない。

連絡区分Ⅲ:原則として翌月10日までに連絡するもの

参考:北陸電力HP <u>https://www.rikuden.co.jp/press/atomic.html</u>

記

1 事 象:2号機使用済燃料プール冷却浄化ポンプの自動停止

発生日: 4月25日

原 因:ポンプ流量を減らすよう調整すべきところ、調整す

ることを失念し自動停止したもの(人的ミス)

状 況:停止時間も短く、使用済燃料プールに影響なし

対 応:検討中

2 事 象: 地震発生時に警報が発生した 2 号機タービンの点検状況

状 況:3月以降、2号機タービンの点検を実施中。発電機

1台、高圧・低圧タービン各1台の点検を行い、発電機や軸受に軽微な損傷、タービン翼に接触痕等を

確認

対 応:補修や部品交換を実施していく

残りタービン2台の点検を行っていく